

新1年生保護者 各位

武蔵越生高等学校  
校長 大塚 英男

## 高等学校等就学支援金（申請手続き）について

1. 就学支援金の趣旨

「高等学校等就学支援金」は私立学校等に通学する生徒の授業料について各家庭の所得に応じて月額9,900円（年間118,800円）～月額24,750円（年間297,000円）を助成することにより教育費負担を軽減する制度です。

2. 補助対象になる基準額

入学説明会でもお伝えしました通り、平成26年度より就学支援金の制度が変更されました。各家庭の所得に応じて補助される金額が異なりますので必ず下記の基準表をご確認下さい。  
尚、市町村民税の所得割額の基準額は保護者（親権者）の合算により判断いたします。

補助金額（月額）	補助の対象となる市町村民税の所得割額の金額
月額 9,900 円	市町村民税の所得割額が 154,500 円以上 304,200 円未満の世帯
月額 14,850 円	市町村民税の所得割額が 51,300 円以上 154,500 円未満の世帯
月額 19,800 円	市町村民税の所得割額が 51,300 円未満の世帯
月額 24,750 円	市町村民税の所得割額が非課税(0円)の世帯
補助対象外	市町村民税の所得割額が 304,200 円以上の世帯

3. 提出書類について

- ① 提出期限           **平成28年4月14日（木）**           **※期限厳守※**
- ② 提出場所           事務室窓口
- ③ 書類提出対象者   原則 全員提出
- ④ 提出書類           下記の書類を任意の封筒に入れ朱書きで、クラス・氏名を記入し事務室までご提出下さい。

(ア) 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

※太枠内を記入しご提出下さい。

(イ) 課税証明書

※課税証明書は市町村役場で発行しております。

※必ず市町村民税所得割の記載のあるものを発行して下さい。

※「保護者の課税証明書」及び「配偶者の課税証明書」をご提出下さい。

#### 4. 支給方法

就学支援金は学校が代理でうけとる間接支給です。本校は4月の口座振替（4. 5. 6. 7月分）は通常通りの金額を口座振替し、8月、12月振替で支援金の実行状況を考慮して金額を調整致します。（8月・12月の振替金額は通知します）

#### 5. 埼玉県父母負担軽減事業

埼玉県が独自に行っている父母負担軽減事業も継続される予定です。授業料に関しては年間授業料納付額を上限に就学支援金を差し引いた金額が補助金額となります。詳細は県より通知あり次第ご案内致します。（申請用紙、パンフレットは6月～7月頃に配布予定です）

#### 6. 注意事項

※今回の申請で就学支援金4月～6月分を決定致します。7月～翌年3月分は再度、申請が必要となります。申請書類は6月～7月頃に埼玉県父母負担軽減事業の申請書類と一緒に配布を予定しています。

※就学支援金は授業料に対しての補助金になります。授業料以上の金額は補助されません。

※国庫補助ですので提出期限を厳守願います。

※課税証明証ですが、配偶者が非課税の場合は【非課税証明書】の提出をお願い致します。

※今回の制度は平成26年度入学生からの執行となります。3年生に兄・姉が在籍している場合は旧制度での申請になりますのでお間違えの無い様をお願い致します。

（添付）「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」

「高等学校等就学支援金について」

以上